

1 安全・安心でみんながいいきき暮らすまち

1-(1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります

1. 現状と課題

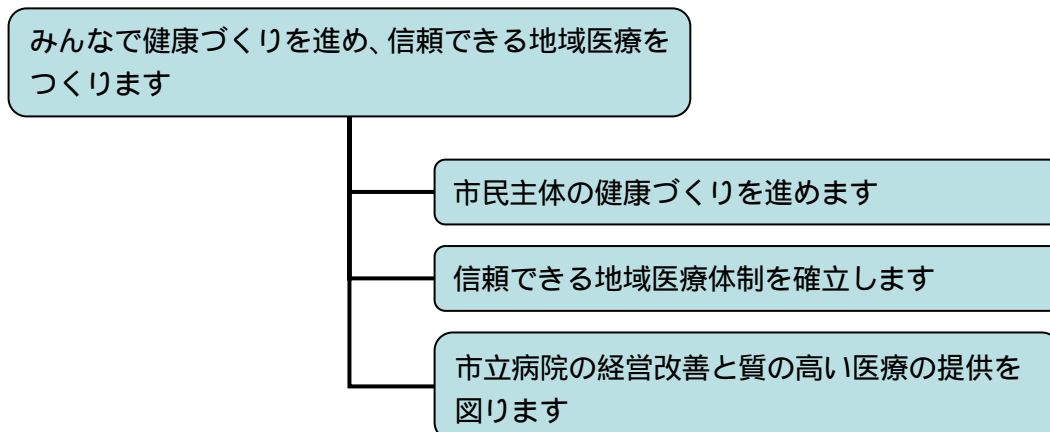
わが国の平均寿命は、公衆衛生の向上や医療技術の進歩により、世界最高の水準に達しています。しかしながら、一方で、がん、生活習慣病、心の病などが増加し、社会的な問題となっています。そこで、生涯を通じて心身ともに健康で暮らすとともに、より豊かで活力ある社会を築くために、市民自らが日常的な健康管理や健康づくりに取り組むことがますます大切になっています。市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康づくりを支援する地域活動の推進や生活習慣病、心の病の早期発見・早期治療のための健診体制の整備など、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた総合的な健康づくりの取組のさらなる充実が課題となっています。

また、医療供給体制については、大病院と中小病院、診療所の機能分担が十分ではなく、大病院へ患者が集中するなど、地域医療システムの再構築が求められています。

2. 基本方針

- ・市民、地縁団体、NPO、事業者などが自ら健康づくり活動を実施するとともに、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた総合的な健康づくりの取組を推進します。
- ・誰もが必要な医療サービスを安心して受けられるように医療体制を整えるとともに、地域の医療機関が相互に医療機能の分化・連携（病病連携・病診連携・診診連携など）を図り、切れ目のない医療を提供します。
- ・市立病院の経営基盤を確立し、将来にわたって地域の中核病院としての役割を担い、質の高い医療を提供します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

市民主体の健康づくりを進めます

市民が自らの健康を積極的に維持・増進する健康づくり運動を市民と行政が連携して広げることによって、心身の健康づくりや介護予防に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の特色を生かした健康づくりを進めます。また、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細かな健康相談、健康教育、健康診査などの環境整備に取り組むとともに、その根幹となる食育の推進に努めます。

信頼できる地域医療体制を確立します

救急医療の充実や、医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療の基盤整備に取り組み、誰もが適切な治療を安心して受けられる医療体制を確立します。また、地域の中核病院としての市立病院と、日頃から安心して相談のできるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師が連携して地域医療体制の充実に向けた取組を進めます。

市立病院の経営改善と質の高い医療の提供を図ります

医師及び看護師など、必要な職員の確保に努めるとともに、知識と技術の習得に努め、医療の質とサービスの向上を図ります。また、安定した医療提供体制の整備と地域の医療機関などとの連携を深めることで、紹介患者を増やし、病床稼働率を高めるとともに、徹底した費用の削減を行い、経営の改善を図ります。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民一人ひとりが、健康に関心をもち、自分の健康を自分で守る健康づくり運動に積極的に取り組みます。
- ・地域での医療サービスの供給体制を認識し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を適切に確保するなど、自分の病状に適した医療機関を利用します。

【自治会やNPOなど】

- ・身近な場所で、みんなで支え合いながら、健康づくりを進めます。
- ・地域での健康づくりを推進するため、健康教室などを開催します。

【事業者】

- ・事業者は従業員やその家族に対して健康づくりの啓発及び周知を図ります。
- ・医療機関、薬局などの医療関係機関は、地域医療における役割を担うとともに、生活習慣病予防などの健康情報を発信します。

【行政】

- ・市民や地縁団体、NPOなどによる健康づくり活動を促進します。
- ・みのおライフプラザを拠点として、母子・成人・高齢期の保健事業を推進します。
- ・総合的な健康づくりの情報提供や啓発活動を推進します。
- ・地域の医療機関の連携を図るなど、地域医療体制を確立します。
- ・市立病院の救急総合診療部を充実するなど、救急医療体制を確保します。
- ・市立病院の経営の改善を図るとともに、質の高い医療サービスの提供に努めます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	自分が健康であると感じる市民の割合	市 民 事 業 者 行 政	77%	79%	81%
2	健康診査を年1回受けている市民の割合	市 民 事 業 者 行 政	71%	73%	75%
3	かかりつけ医を持っている市民の割合	市 民 事 業 者 行 政	68%	72%	75%
4	市立病院の救急医療に関する不満足度	市 民 事 業 者 行 政	19.5%	18%	17%
5	市立病院の外来患者紹介率	市 民 事 業 者 行 政	40%	47%	50%
6	市立病院の経常収支比率	市 民 事 業 者 行 政	95.7%	98.8%	101.2%

[成果指標設定の考え方]

- 1 主観的健康感（疾病の有無にかかわらず、自分は健康であると思う度合い）が高い人ほど生存率が高いという科学的根拠が示されていることから、その割合を指標とし、健康増進に努める。前後期で2%ずつ増加することを目標とし、最終目標値を81%とする。
- 2 市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら健康管理や健康づくりに取り組むことが、市民主体の健康づくりには欠かせない。市民意識の向上をはかる指標として定期的に健康診査を受診している市民の割合を設定し、前後期で2%ずつ増加することを目標とし、最終目標値を75%とする。
- 3 医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療体制の充実をはかる指標として、市民一人ひとりが日頃から安心して相談のできる医療機関を持っている割合を設定し、最終目標値を7%増の75%とする。
- 4 自治体病院として幅広い市民に満足していただける医療を提供するため、不満足と思われる要素を取り除き、サービスレベルの底上げを図ることを目標として指標に設定する。最終目標値を2.5%減の17%とする。
- 5 地域の医療機関などとの連携を深めることが、地域医療体制の確立と安定した医療提供体制の整備につながることから、外来患者の紹介率を指標に設定する。最終目標値を10%増の50%とする。
- 6 市立病院の経営の改善を図ることが、医療の質とサービスの向上につながることから、経常収支の黒字化をめざし、指標に設定する。「箕面市立病院改革プラン」に基づき、最終目標値を101.2%とする。算出方法は、経常収益/経常費用×100で、企業会計では、数値が高くなるほど経営状態が良いことを表します。

【関連計画】

健康みのお 21
箕面市特定健康診査等実施計画
箕面市立病院改革プラン